

ネットでの少年犯罪被害に対する取り組みと制度的課題

Practice and Problems on cybercrime

—非出会い系サイトでの児童犯罪被害の増加と法執行強化へ向けた試案—

—Proposal for online law enforcement - child exploitation on non-dating site—

楠 正憲[†]

Masanori KUSUNOKI[†]

[†] 国際大学 GLOCOM

[†] Global Communications Center, International University of Japan

E-mail: [†] kusunoki@glocom.ac.jp

青少年インターネット利用環境整備法の成立

2008年6月、青少年インターネット利用環境整備法の成立し、2009年4月に施行された。この法律では未成年に対するフィルタリングが原則として義務化されたが、判断基準などは民間に委ねられることとなった。

携帯コンテンツ業界を中心に総務省の音頭でモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（通称 EMA: Contents Evaluation and Monitoring Association）を設立し、自主的に定めた安全基準を満たしたサイトを認定し、この認定を受けたサイトはフィルタリングの対象から外されることとなった。

非出会い系サイトでの少年犯罪被害が増加

2009年2月に発表された警察庁統計によると、出会い系サイト以外での少年犯罪被害者数が792人と、出会い系サイトでの少年犯罪被害者数724人を上回った。これらの少年犯罪被害の中にはEMAで認定を受けた健全サイトを舞台にしたものも含まれる。

2008年12月に施行された改正出会い系サイト規制法で、出会い系サイトには届出とクレジットカード等による年齢確認が義務づけられ、出会い系サイトから児童が締め出されたことを受けて、8月上旬の公表が予定される2009年上半期の統計では、非出会い系サイトでの少年犯罪被害が出会い系サイトでの犯罪被害を大幅に上回ることが予想される。

法的根拠の曖昧な警視庁から事業者への要請

警視庁生活安全部少年育成課は2009年4月、非出会い系サイトでの犯罪被害の増加を受けて、携帯コンテンツ8社に対して、出会いを目的とする書き込みについて削除等の青少年閲覧防止措置を要請している。かかる要請を無視した場合、出会い系サイト規制法の届け出義務違反となる場合がある。しかし出会いそのものが違法でない以上、出会いを求める書き込みは青少年インターネット利用環境整備法の定める青少年有害情報に当たらない。

未成年を主要な顧客対象としている携帯ゲーム事業者は、出会い系サイトに分類されると年齢確認の義

務が生じ、未成年からのアクセスを拒否しなければならないことから、改正出会い系サイト規制法の施行に合わせて約款を改定し、出会いを目的とした利用を禁じた。しかし「出会い」の範囲について、事業者は実際の接触のみを対象と考えていたのに対し、警視庁からの相談ではオンライン上での交流も含めて問題を指摘された。

mixiは2009年2月から3月にかけて、成年にしか利用を認めていないコミュニティ機能で、出会いやオフ会を目的としたコミュニティを300以上も削除した。約款に基づく自主的な措置と説明しているが、そもそも約款で出会いを目的とした利用を禁じたこと自体が出会い系サイト規制法改正を受けた措置だった。

サーバーが海外に流出すると法執行は困難に

出会い系サイト規制法や青少年インターネット利用環境整備法に基づいて、国内事業者に対して厳しい規制を課したとしても、FacebookやTwitterといった海外のサービスに対しては規制が及ばず、利用者や事業者が海外に流出すると却って法執行が難しくなることも考えられる。

米国では成年が児童を誘引する行為をグルーミングと呼んで法律で禁じている。日本でも出会い系サイト規制法6条で児童誘引行為を禁じているが、出会い系サイト以外には適用されない。事業者が年齢確認を義務づけて、児童による出会い系サイトの利用を禁じた現行法では空文化している。

制度が阻害する児童誘引の捜査

仮に児童に対する誘引行為を法律で規制したとしても、現行の制度では法執行の強化は期待し難い。日本は諸外国と比べて通信の秘密を厳しく保護しており、利用者間の通信を傍受するためには裁判所の令状が必要となるからだ。

モバゲータウンのように事業者が約款に明記した上で、統計処理で抽出した利用者間の通信を傍受している事例もあるが、電気通信事業法の定める通信の秘密に抵触している疑義がある。

米国では FBI の専門チームが囮捜査なども活用してネット上でも捜査活動を展開しているのに対し、日本には県域をまたいだ捜査機関がなく、管轄が決まっているネットへの書き込みは放置されがちであることも問題だ。仮に被害届などを通じて被害が認知された場合も事業者、被害者、加害者で県域をまたがる場合が多く捜査の経済性が低い。検挙されている事案の多くが、実際に保護した児童から被害を聴取できた事案で氷山の一角に過ぎないとも考えられる。

縦割り行政に起因する制度の抜け穴

このように児童に対する誘引行為を、出会い系サイトに限って禁じたことが制度上の抜け穴となって、児童誘引犯を非出会い系サイトへと流出させている。

サイトを限定せずに児童に対する誘引そのものを禁止する場合、児童福祉法を改正すること等が考えられる。しかし児童福祉法は法務省が所管しているため、警察庁は出会い系サイト規制法の枠内で取り締まるうとしてきた。

しかし改正出会い系サイト規制法では届出、年齢確認などの義務が発生する上、児童に対するサービスが認められなくなるため、特に児童からのアクセスも多い携帯コンテンツ事業者は約款やサービスの内容を見直し、自社サービスが出会い系サイトと見なされないよう対策を講じてきた。また、プロフなど児童がトラブルに巻き込まれているサイトで、もともと出会い系サイト規制法による規制の対象外となっているケースも少なくない。

業法から行為規制と法執行強化へ転換を

昨年の青少年インターネット利用環境整備法を巡る動きを受けて、携帯コンテンツ事業者各社は防犯対策を大幅に強化している。しかしサイトあたりの利用者が数百万人を越えること、ネット上で出会った場合であっても、問題は実際に会ったところで生じていることなどから、事業者の取り組みだけで犯罪を根絶することは難しい。また、警察による法的根拠の曖昧な要請に基づいて、成人間の違法・有害とはいえない書き込みまで削除されてしまうことは、表現の自由を侵害し、憲法・警察法上の問題を惹起する。

コンテンツ事業者の対策を促すためには、児童を犯罪に巻き込もうとする書き込みを事業者が迅速に判断して削除できるよう、出会い系サイトに限定せず、明確な範囲を決めて児童を誘引する書き込みに対して違法化すべきではないか。

また、違法な書き込みについて削除するだけでなく、発信者を摘発することも有効だ。通報を受けた違法な書き込みについて発信者を迅速に特定し、発信元の県警が迅速に認知できる体制を構築することで、ネット上の違法な書き込みが放置されず、警察にとって従来

よりも捜査の経済性を高め、検挙率の増加を期待できると考えられる。

犯罪者の効果的な摘発へ向けた発信者情報開示の迅速化や現行法の枠内での囮捜査の方法は、先行する海賊版対策の事例が参考になる。

今後の課題と論点

ネットでの犯罪被害については、報道の影響もあって一般に増えているとの印象があるものの、統計が整備されていない上、警察の発表する認知件数は捜査方針や制度変更の影響を大きく受けるため、実証的には確認されていない。このことは、報道が続く限り規制強化を望む声が止まないだけでなく、制度や取り組みに対する事後評価を行う上でも問題がある。他の先進諸国と同様に、より信頼性の高い社会調査型の統計を整備する必要がある。

また出会い系サイト規制法改正による規制強化が非出会い系サイトでの犯罪被害を増やしてしまった可能性について、省の枠を超えて制度の在り方を検討していれば、避けられた可能性がある。省庁間連携の強化や議員立法の活用など、効果的かつ弊害の小さな規制の実現へ向けて、検討過程も見直す必要があるのではないか。